

一般社団法人日本歯車工業会

常勤理事の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本歯車工業会（以下「本会」という。）の常勤理事の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員)

第2条 この規程において常勤理事とは、理事のうち、本会を主たる勤務先とする理事をいう。

(報酬の支給)

第3条 常勤理事に対しては、定款第29条に基づき、理事報酬総額840万円の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 役員賞与及び役員退職金は、支給しない。
- 3 通勤手当は、給与規程に準じて支給する。
- 4 出張旅費は、旅費規程に基づいて支給する。

(報酬額の決定)

第4条 常勤理事の報酬額は、別表に基づき理事会で定める。

(支給方法)

第5条 常勤理事の報酬は、前条で定めた月額報酬を毎月支給する。

- 2 報酬の支給方法は、給与規程に準ずる。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を経て、会長が別に定めることができる。

附則 この規程は、2024年5月24日の総会決議の日から施行する。

(別表)

号俸	月額報酬
1号俸	30万円
2号俸	35万円
3号俸	40万円
4号俸	45万円
5号俸	50万円
6号俸	55万円
7号俸	60万円
8号俸	65万円
9号俸	70万円